

公益社団法人びわ湖高島観光協会 職員募集要項

これからの高島市の観光による誘客および物産振興を担う熱意と能力を有する人材を募集します。

この法人は高島市の恵まれた観光資源の開発と観光施設の充実、観光客の誘致に努め観光事業の健全な発展を期するとともに、観光を通じて高島市の産業経済の伸展と文化の振興に寄与することを目的とする。

1 職 種 一般事務（観光物産振興）

2 募集人数 1名（正規職員）

3 職務内容

- ・観光資源の開発及び保全
- ・観光施設の整備及び運営
- ・観光物産宣伝及び観光客の誘致
- ・観光及び物産振興事業の企画及び立案
- ・観光及び物産に関する調査研究
- ・物産等の開発・普及及び販売
- ・観光案内所の設置及び運営
- ・旅行業
- ・その他目的達成に必要な事項

観光振興及び物産振興に関わる事務局の諸業務

事業事務・媒体作成・情報発信・訪問営業・イベント参加・旅行実施・観光案内・特産品展示販売・観光施設等管理運営・接客対応・総務・庶務業務等

4 採用予定日

令和3年8月1日

5 受験資格等

以下の（1）から（4）の要件をすべて満たすことが必要です。

（1）昭和60年4月2日以降に生まれた者

（対象は満35歳以下 令和3年4月1日現在）

（2）高校卒業程度の学力を有する方

（3）自動車普通運転免許（AT限定可）を有している方

（4）次のいずれにも該当しない方

- ・成年被後見人または被保佐人（法改正の経過措置としての準禁治産者を含む。）
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるま

での者

- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下で成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

6 試験等の方法および内容

(1) 第1次試験

ア 一般教養試験（45分）

基礎能力（文章読解能力、数的能力、論理的能力）についてマークシート方式により行います。

イ 適性試験（約35分）

適性について、マークシート方式により行います。

(2) 第2次試験 ※第1次試験合格者に対して行います。

ア 事務能力試験（50分）

職務遂行する上での具体的な処理能力について、マークシート方式により行います。

イ 作文試験（60分）

識見、思考力、表現力等について、筆記試験で行います。

ウ 面接試験

人物、意欲、職務遂行能力等について、面接を行います。

7 試験日時、試験地および合格発表

(1) 第1次試験

日時：令和3年6月27日（日）

受付：午前9時00分から9時30分

試験開始：午前9時30分

場所：高島市観光物産プラザ3階 会議室3-A（高島市新旭町旭1-10-1）

※合格発表：可否については令和3年7月2日（金）を目途に受験者全員に文書で通知します。

(2) 第2次試験（第1次試験合格者のみ）

日時：令和3年7月4日（日）

受付：午前9時00分から9時30分

試験開始：午前9時30分

場所：高島市観光物産プラザ2階 会議室2-A（高島市新旭町旭1-10-1）

※第2次試験の案内は、1次試験合格者のみ通知します。

※試験結果の問い合わせには一切応じられません。

8 受験手続および受付期間

(1) 申込方法

ハローワークを通じて、もしくは電話にて申込み。

【必要書類】

第一次試験日に、履歴書（最近6か月以内に撮影した顔写真を添付）、職務経歴書を提出していた

だきます。また、ハローワークを通じて応募される場合は、ハローワークの紹介状も併せて提出してください。

(2) 申込み先

公益社団法人びわ湖高島観光協会

〒520-1501 高島市新旭町旭1-10-1 高島市観光物産プラザ1階

電話 0740-33-7101 (午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 受付期間

令和3年6月24日(木)まで

(4) その他

- ・採用が決定した方には、運転免許証(写し)を提出していただきます。
- ・本件に関して取得した個人情報は、採用に関する事務以外の目的では一切使用しません。

9 待遇

(1) 給与等

給与は、「公益社団法人びわ湖高島観光協会職員給与規程」により支給され、給与の他に扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、賞与等が支給されます。また、社会保険、雇用保険および労災保険が適用、高島市勤労者互助会、退職金中退共に加入します。

150,600円～207,800円

※昇給制度あり(前年度実績 1.24%～4.29%)

※賞与制度あり(前年度実績 年2回 計3.7ヶ月分)

(2) 勤務地および勤務時間

勤務地は、高島市新旭町旭1-10-1 高島市観光物産プラザ1階

勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分まで。

休日は原則として以下のとおりです。

- ・週2日(日曜日と他1日)
- ・12月29日から翌年の1月3日までの日
(ただし、勤務の都合により休日に出勤することがあります。)
- ・年次有給休暇は、初年は10日間
- ・特別休暇制度あり

(3) 試用期間

新たに採用される職員については、採用の日から3か月の試用期間があります。この試用期間中において職員としてふさわしくないと認められるときは、採用を取り消すことがあります。

10 問い合わせ先

公益社団法人びわ湖高島観光協会 総務課(担当:吉田・山本)

〒520-1501 高島市新旭町旭1-10-1 高島市観光物産プラザ1階

電話 0740-33-7101